



アイセイホールディングスがアイセイ薬局<3170>株式の大量保有報告書を提出



アイセイ薬局<3170>について、アイセイホールディングスが3月29日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者の経営権の取得及び重要提案行為等を行うこと。具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条に基づき、発行者の株主（提出者及び発行者を除きます。）の全員に対し、その有する発行者の普通株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、発行者の新株予約権者の全員に対し、その有する発行者の新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定です。」によるもの。

報告書によると、アイセイホールディングスのアイセイ薬局株式保有比率は、93.18%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2016年3月22日。